

# 埼玉県建築工事成績評定結果通知公表要領

## (目的)

**第1条** この要領は、埼玉県建築工事成績評定要領を適用する工事の成績評定結果について、同要領第7の規定に基づき、受注者への通知及び公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (通知の方法)

**第2条** 発注者は、完成検査終了後、遅滞なく工事成績評定結果を「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」により受注者へ通知する。

2 当該工事において、法令遵守等に抵触又は抵触しているおそれがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、発注者は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて工事暫定成績評定結果を「工事完成検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）」により通知する。

## (説明請求)

**第3条** 受注者は、第2条に基づく通知に対して疑問がある場合には、通知を受けた日から起算して14日（「閉庁日」を含む。）以内に、「工事成績評定結果に係る説明請求書」により発注者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、受注者に対して「工事成績評定結果に係る説明書」により速やかに回答する。  
3 発注課所長は、前項により受注者に対し回答するにあたり、説明を求められた内容を公正に判断するため、工事成績評定審査委員会を開催する。  
4 発注課所長は、前項の委員会を開催するにあたり、必要に応じて受注者、監督員、工事成績評定員及び検査員の出席を求めることができる。  
5 第3項の委員会の設置要領は、発注課所長が定める。

## (評定の修正)

**第4条** 発注課所長は、第3条第3項により検討した結果、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、工事成績採点表の修正を行うものとする。

2 発注者は、前項による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を「工事成績評定結果の修正について（通知）」により受注者へ通知する。  
3 発注者は、第1項による修正を行ったときは、工事執行管理（成績評定）システムによる評定点を修正する。また、工事執行管理（成績評定）システム未導入の課所においては、業者情報管理システムによる評定点を修正する。

### (評定結果の確定及び通知)

- 第5条** 発注者は、第2条第2項により工事暫定成績評定結果の通知を行った後、以下による法令遵守等の措置がなされた場合は、遅滞なく工事成績評定結果の評定点を変更し確定する。措置が不要なことが確定した場合は評定点の変更を行わずに確定する。法令遵守等の措置における減点は「埼玉県建築工事成績評定要領」の考查項目別運用表における法令順守等の該当項目一覧表による。
- 2 発注者は、第1項により工事成績評定結果を確定した場合は、遅滞なく「工事成績評定結果の確定について（通知）」により受注者へ通知する。
- 3 発注者は、第1項による評定点の変更を行ったときは、工事執行管理（成績評定）システムによる評定点を変更する。また、工事執行管理（成績評定）システム未導入の課所においては、業者情報管理システムにより評定点を変更する。4 第2項による通知を受けた受注者は、第3条に準じて、発注者に対し工事成績評定の内容について説明を求めることができる。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

### (発注者による評定結果の公表)

- 第6条** 発注課所長は、完成検査終了後遅滞なく評定結果を「工事成績評定結果表」により公表するものとする。また、第2条による暫定評定、第4条による評定の修正及び第5条による評定の確定をした場合においても同様とする。
- 2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。
- 3 閲覧場所は、発注課所とする。
- 4 閲覧期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。
- 5 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには、応じないものとする。
- 6 「工事成績評定表」の保存期間は、5年とする。

### (発注者以外での評定結果の公表)

- 第7条** 前条の規定による公表のほか、業者情報管理システムで管理する平成16年度以降の過年度の確定した成績評定結果を、県ホームページに掲載し、県政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。
- 2 評定結果に関する問い合わせには、応じないものとする。

#### 附 則

この要領は平成15年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成18年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。